# 茨城県の最低賃金

茨城県の地域別最低賃金及び産業別最低賃金は下記のように改定されました。使用者は労働者に対して次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

#### 地域別最低賃金

件	名	最低賃金額時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金		6 4 8	平成16.10.17



### 産業別最低賃金

711 × 100 × 110 ×						
件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日				
鉄 鋼 業	7 4 8	平成16.12.31				
一般機械器具製造業	7 3 9	平成16.12.31				
電気機械器具、情報通信機械器具 電 子 部 品 、 デ バ イ ス 製 造 業	7 3 6	平成16.12.31				
精密機械器具製造業	7 3 6	平成16.12.31				
各種商品小売業	7 1 2	平成16.12.31				

### 【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池) 製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製 造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件 名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一 般 機 械 器 具 製 造 業 (繊 維 機 械 製 造 業 を 除 く)	5,805	7 2 6	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	7 2 3	平成11.12.31

## 最低賃金に次の賃金は含みません。

- ・精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金 仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額 と同額の定めをしたものとみなされます。